

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」の一部改正について

令和元年5月10日

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)		(3)「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)」(運用方針3(1)イ関係) (技能水準) EPA介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針(厚生労働省告示)に基づき、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりEPA介護福祉士候補者と

				して就労・研修に適切に従事した者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3(1)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。
2	P5-6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)		(5)「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)」(運用方針3(2)イ関係) (日本語能力水準) EPA介護福祉士候補者は入国・就労に当たり一定の日本語能力を備えていること及び訪日後日本語研修等の修了が求められること等に加え、EPA介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針(厚生労働省告示)に基づき、介護福祉士養成施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、日本語で実施される介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、運用方針3(2)アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと認められることから、上記(1)又は(2)及び(3)の試験を免除する。
3	P6-7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	<試験合格と同等以上の水準と認められるものの場合> ○ 介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し	<試験合格と同等以上の水準と認められるものの場合> ○ 介護福祉士養成施設修了の場合 ・介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し

		【確認対象の書類】		<p>○ EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)の場合</p> <p>・直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し</p>
4	P7	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【留意事項】</p>		<p>○ 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したとして技能試験の合格等の免除の対象となる場合には, EPA介護福祉士候補者としての就労・研修を3年 10 か月以上修了した後, 直近の介護福祉士国家試験の結果通知書を提出し, 合格基準点の5割以上の得点であること及びすべての試験科目で得点があることについての確認が必要です。</p>